

資料 6

つくば市農業委員会委員候補者選考会条例

平成29年6月30日

条例第28号

改正 平成29年12月22日条例第35号

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定によるつくば市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任命に当たり、当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、農業委員の候補者を選考するつくば市農業委員会委員候補者選考会（以下「選考会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選考会は、市長の諮問に応じ、農業委員の候補者を選考し、市長に答申する。

(組織)

第3条 選考会は、委員9人以内をもって組織する。

2 選考会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。）
- (3) 農業委員の経験者
- (4) つくば市農業委員会事務局長の経験者
- (5) つくば市の農業施策に知見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 選考会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、選考会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平29条例35・一部改正)

(関係者の出席等)

第7条 選考会は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持の義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 選考会の庶務は、規則で定める部局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、選考会の運営に関し必要な事項は、会長が選考会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表農地紛争処理委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------|-----------|--------|
| 農業委員会委員候補者選考会の委員 | 日額 8,000円 | 一般職の職員 |
|------------------|-----------|--------|

附 則（平成29年条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。